

# C 総合支援資金貸付

失業等により日常生活全般に困難を抱えている方に対する、住宅入居費等の資金の貸付。

お問い合わせ先  
市町村社会福祉協議会

 入居  
貸付

 生活費  
貸付

 就労

## 支援の概要

### 貸付額

#### ①生活支援費

二人以上の世帯… 上限月額**20万円**  
単身世帯…………… 上限月額**15万円**  
(最長1年間)

#### ②住宅入居費…………… 上限**40万円** (敷金・礼金等)

#### ③一時生活再建費… 上限**60万円**

### 連帯保証人 原則必要

### 利子

無利子  
連帯保証人を立てない場合は  
利子年1.5%

## 次の要件全てに該当する世帯 (貸付を受ける方は本人確認が必要)

- ①収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっていること
- ②現に住居を有していること、または住居を有していない場合は住宅手当の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること
- ③生活保護、年金等を含め他の公的な給付・貸付を受けることができません、生活費を賄うことができないこと
- ④低所得世帯(市町村民税非課税程度)であること
- ⑤社会福祉協議会及び関係機関(ハローワーク等)から、貸付後の継続的な支援を受けることに同意していること
- ⑥貸付け及び相談支援を行うことにより、世帯の自立と償還が見込めること

※ハローワークへの求職申込みと職業相談が必要です。  
※貸付に当たっては社会福祉協議会での審査があります。

# D 訓練・生活支援給付

ハローワークのあっせんにより職業訓練を受講する方に対する、訓練期間中の生活費等の給付。

お問い合わせ先  
ハローワーク

 給付(+貸付)

## 支援の概要

支給期間 職業訓練期間中

支給額 単身者の方……………月額**10万円**  
被扶養者のいる方…月額**12万円**

※希望する方は、さらに「訓練・生活支援資金融資」を利用することができます。

単身者の方 : 上限月額**5万円**  
被扶養者のいる方 : 上限月額**8万円**

## 次の要件全てに該当する方

- ①ハローワーク所長のあっせんにより、所定の職業訓練を受講する方
- ②雇用保険の求職者給付、職業転換給付金の就職促進手当及び訓練手当を受給できない方
- ③世帯の主たる生計者である方
- ④年収が200万円以下、かつ世帯全体の年収が300万円以下である方
- ⑤世帯全体の金融資産が800万円以下である方
- ⑥現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない方

※ハローワークへの求職申込みと訓練期間中～終了後の職業相談が必要です。

# 臨時特例つなぎ資金貸付

お問い合わせ先  
市町村社会福祉協議会



貸付

公的な給付・貸付が開始されるまでの間の生活が立ちゆかない  
住居喪失離職者に対する、当座の生活費等の貸付。

## 支援の概要

貸付額 上限10万円

連帯保証人 不要

利子 無利子

※貸付を希望する場合は、公的給付・貸付等を申請する際に、まずその窓口にてご相談ください。

## 次の要件全てに該当する方

- ①住居を喪失した離職者である方
- ②離職者支援のための公的給付制度（☑雇用保険求職者給付、☑住宅手当、☑訓練・生活支援給付、☑就職活動困難者支援事業の生活・就職活動支援費、☑生活保護）又は公的貸付制度（☑就職安定資金融資、☑総合支援資金貸付、☑長期失業者支援事業の生活・就職活動費）の申請が受理されている方
- ③②の給付・貸付の開始までの生活に困窮している方
- ④借入申込者本人名義の金融機関の口座を有している方

# 就職活動困難者支援事業

お問い合わせ先  
ハローワーク



無料



給付



就職

事業主都合離職に伴い、住居を喪失した方に対する、  
民間職業紹介事業者による、住居の提供、生活費等の給付、就職支援。

## 支援の概要

### 支援内容

- ・再就職の可能性を高めるためのカウンセリング・講習等
  - ・求人情報の提供、職業紹介等による就職の実現
  - ・住居の提供（家賃無料。光熱水費等は自己負担）  
「生活・就職活動費」（3ヶ月で30万円）  
の支給など住居・生活支援
  - ・就職後の職場定着のためのサポート
- ※実施していない都道府県もあります。

## 次の要件全てに該当する方

- ①事業主都合（解雇・雇用期間満了による雇止め）による離職をし、その離職後6ヶ月以内である方
  - ②①の離職に伴い住居喪失状態となり、就職活動に支障が生じていると認められる方
  - ③雇用保険の受給資格がない方
  - ④常用就職の意欲があり、就職活動に取り組んでいる方
  - ⑤民間職業紹介事業者による支援の利用を希望する方
- ※ハローワークへの求職申込みと職業相談が必要です。

# 長期失業者支援事業

お問い合わせ先  
ハローワーク



貸付



就職

長期失業者に対する、民間職業紹介事業者による就職支援  
（生活費等の資金の貸付も可能）。

## 支援の概要

### 支援内容

- ・再就職の可能性を高めるためのカウンセリング・講習等
- ・求人情報の提供、職業紹介等による就職の実現
- ・就職後の職場定着のためのサポート

貸付額 労働金庫による「就職安定資金融資（長期失業者）」の「生活・就職活動費」の貸付（上限月額15万円×6回）

※実施していない都道府県もあります。

## 次の要件全てに該当する方

- ①ハローワークで求職活動に積極的に取り組んできたものの、離職後1年以上経過した方
- ②60歳未満の方
- ③雇用保険受給者であった方については、雇用保険受給終了後2ヶ月以上経過している方
- ④他に世帯の生計を維持する者がいない方
- ⑤預貯金等の当面の生活費・就職活動費がない方
- ⑥民間職業紹介事業者による支援の利用を希望する方

※貸付を希望しない方の場合、④⑤は問いません。  
※ハローワークへ求職申込みしていたことが必要です。